

市第 186 号議案 横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部改正について

1 提案理由

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行されますが、これまで実施してきているホームレス自立支援事業についても同法の枠組みの中で実施されることになりました。本市では、ホームレスの自立を支援するため、ホームレス自立支援施設を条例に基づき設置していますが、これが、同法で規定された衣食住の提供を行う一時生活支援事業実施に該当するため、条例の一部を改正します。

2 改正の主な内容

題名をはじめ、これまで条例で用いていた施設利用対象者を表わす「ホームレス」という用語を「生活困窮者自立支援法に基づく一定の住居を持たない生活困窮者（「対象生活困窮者」という。）」に位置づけることによる語句の修正を行います。

3 新旧対照表

現行	改正案
横浜市ホームレス自立支援施設条例 (設置) 第 1 条 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者(以下「ホームレス」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活指導等を行い、その自立を支援するため、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。 (事業) 第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。 (1) ホームレスに対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供 (2) ホームレスに対する生活に関する相談及び指導 (3) ホームレスに対する健康に関する相談及び指導並びに健康診断 (4) ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援 (5) ホームレスに対する居住の場所の確保の支援 (6) その他前各号に準ずる事業	横浜市生活自立支援施設条例 (設置) 第 1 条 <u>生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号) 第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者</u> (以下「 <u>対象生活困窮者</u> 」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、 <u>生活支援等</u> を行い、その自立を支援するため、 <u>横浜市生活自立支援施設はまかぜ</u> (以下「 <u>自立支援施設</u> 」という。)を横浜市中区に設置する。 (事業) 第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。 (1) <u>対象生活困窮者</u> に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供 (2) <u>対象生活困窮者</u> に対する生活に関する相談及び <u>支援</u> (3) <u>対象生活困窮者</u> に対する健康に関する相談及び <u>支援</u> 並びに健康診断 (4) <u>対象生活困窮者</u> に対する就労等の支援 (5) <u>対象生活困窮者</u> に対する居住の場所の確保の支援 (6) その他前各号に準ずる事業

<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第3条 1 (略)</p> <p>2 指定管理者は、横浜市のホームレスの自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平にホームレスの自立支援のための事業を実施するものでなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第1項に規定する横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会)</p> <p>第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第3条 1 (略)</p> <p>2 指定管理者は、横浜市の<u>対象生活困窮者</u>の自立支援に関する施策の方針を理解し、<u>対象生活困窮者</u>の生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に<u>対象生活困窮者</u>の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第1項に規定する<u>横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会</u>（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(<u>横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会</u>)</p> <p>第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、<u>横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会</u>を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>
--	---

4 生活困窮者自立支援法施行に伴う影響

生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業では、利用者の施設の利用期間が、原則3か月、最大6か月とされています。

現行条例では、施行規則において利用期間を最大1年間と規定しているため、法施行に伴い、この規定を改正する必要があります。

なお、当該改正は、この条例の施行日以降に施設を新たに利用する者に適用し、同日前から利用している者については、従前の例によります。

5 施行日

平成27年4月1日